

平成26年7月9日

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について  
(平成26年7月9日 諮問第20号)

[小電力セキュリティシステム等の高度化に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(伊藤課長補佐、土屋係長)

電話：03-5253-5895

# 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する

## 省令案について

### 1 諮問の概要

#### (1) 小電力セキュリティシステムの高度化【施行規則、設備規則】

小電力セキュリティシステムの無線局は、免許を要しない無線局として、火災警報や盗難その他非常の通報などデータ伝送に利用されている。

近年、家庭内に使用されるワイヤレス火災警報器や防犯機器が増加しつつ、機器の小型・薄型化が求められる中、機器の筐体内に組み込まれる空中線の形状も制限されるため、空中線の低利得化により必要とされる通信範囲の確保が困難となりつつある。また、センサ機器から異常検知信号の送信において、通信が失敗した場合、直ちに再送信ができず、セキュリティシステムの応答性に課題がある。

このような状況を踏まえ、より迅速かつ確実な情報伝送を可能とし、システムの即応性や信頼性の向上を図るため、現行システムの利用形態に配慮しつつ、空中線電力の上限値及び送信時間制限の技術的条件に係る関係規定の見直しを行うものである。

#### (2) 体内植込型医療用データ伝送システムの導入【施行規則、設備規則】

体内植込型医療用データ伝送システムは、免許を要しない無線局（特定小電力無線局）として、体内の心臓ペースメーカーや植込型除細動器等の生命維持装置と外部の制御装置との間で双方向のデータ伝送に利用されている。

近年、諸外国においては、遠隔診断やきめ細かな医療サービスの提供のため、生命維持装置には直結しない植込型診断機器（センサ）で収集した生体情報を体外のモニタ機器への伝送や体表面に装着した体外機器相互間で情報伝送等を行うなど、従来のシステムと異なる周波数帯の利用や利用形態の新たな体内植込型医療用データ伝送システムの導入が進んでいる。

このような諸外国の動向をはじめ、海外からの人の往来が増加する中、我が国においても同様な医療サービスの提供が受けられるよう、諸外国の技術基準との整合を考慮しつつ、当該無線システムの導入に向けて無線設備の技術基準等に係る関係規定の整備を行うものである。

施行規則：電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

設備規則：無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）

## 2 施行期日

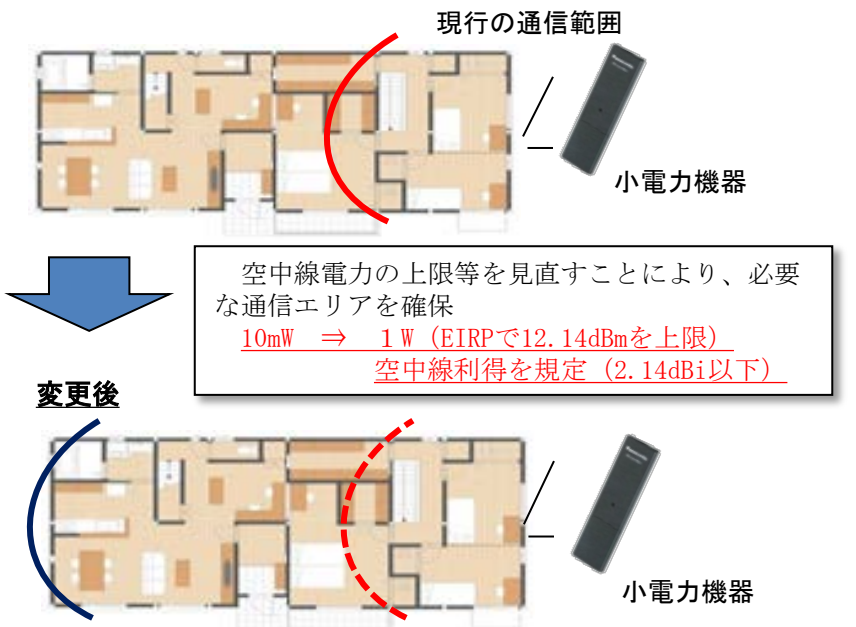
答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。

諮問の内容と背景

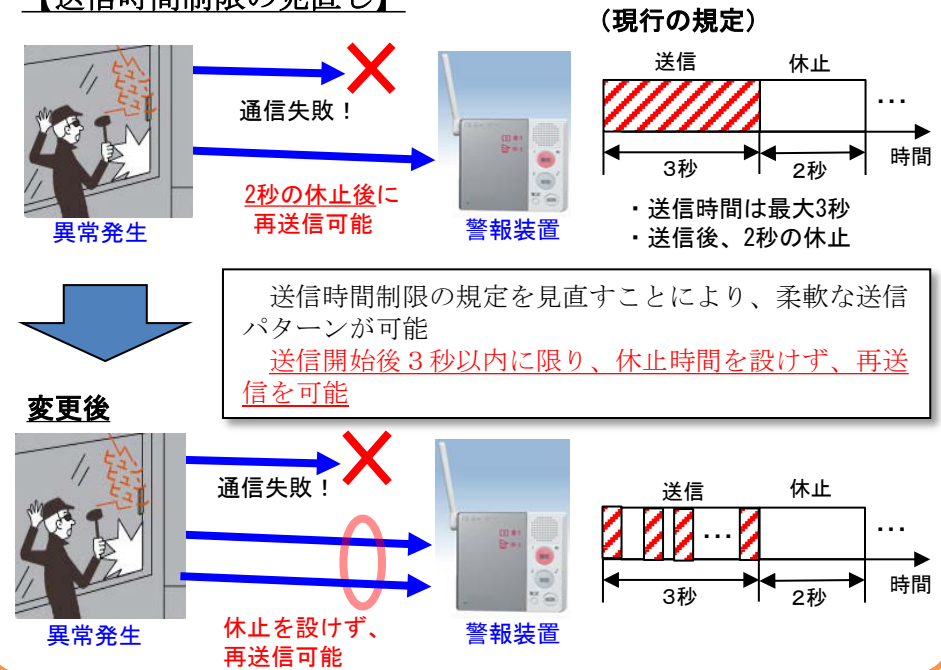
1. 小電力セキュリティシステムの高度化について

- 小電力セキュリティシステムの無線局は、免許を要しない無線局として、火災警報や盗難その他非常の通報などのデータ伝送に利用されている。
- 近年、家庭内に使用されるワイヤレス火災警報器や防犯機器が増加しつつ、機器の小型・薄型化が求められる中、機器の筐体内に組み込まれる空中線の形状も制限されるため、空中線の低利得化により必要とされる通信範囲の確保が困難となりつつある。
- また、センサ機器から異常検知信号の送信において、通信が失敗した場合、直ちに再送信ができず、セキュリティシステムの応答性に課題がある。
- このため、より迅速かつ確実な情報伝送を可能とし、システムの即応性や信頼性の向上を図るため、現行システムの利用形態に配慮しつつ、空中線電力の上限値及び送信時間制限の技術的条件に係る関係規定の見直しを行う。

【空中線電力の上限値の見直し】



【送信時間制限の見直し】

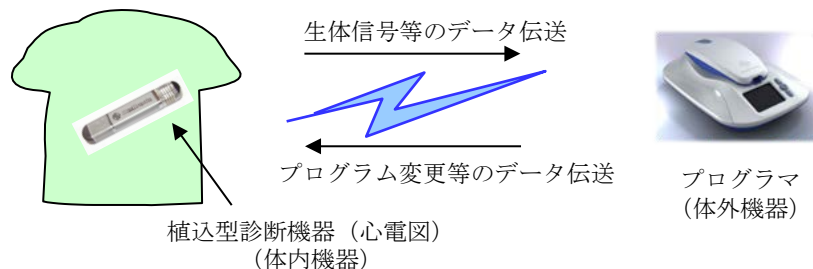


## 2. 体内植込型医療用データ伝送システムの導入について

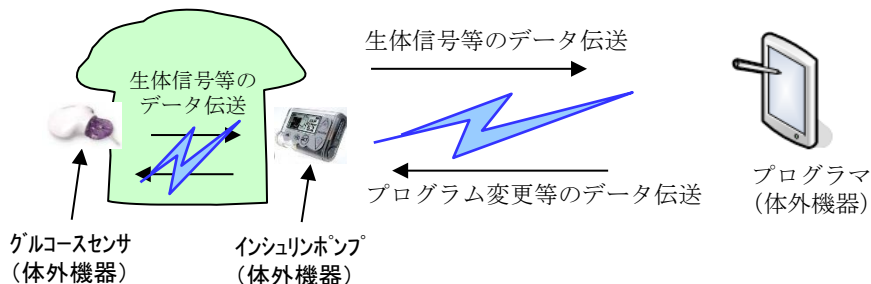
- 体内植込型医療用データ伝送システムは、免許を要しない無線局（特定小電力無線局）として、体内の心臓ペースメーカーや植込型除細動器等の生命維持装置と外部の制御装置との間で双方向のデータ伝送に利用されている。
- 近年、諸外国においては、遠隔診断やきめ細かな医療サービスの提供のため、生命維持装置には直結しない植込型診断機器（センサ）で収集した生体情報を体外のモニタ機器への伝送や体表面に装着した体外機器相互間で情報伝送等を行うなど、従来のシステムと異なる周波数帯の利用や利用形態の新たな体内植込型医療用データ伝送システムの導入が進んでいる。
- このような諸外国の動向をはじめ、海外からの人の往来が増加する中、我が国においても同様な医療サービスの提供が受けられるよう、諸外国の技術基準との整合を考慮しつつ、**当該無線システムの導入に向けて無線設備の技術基準等に係る関係規定の整備**を行う。

### 【利用形態のイメージ】

#### 【構成例1】体内機器と体外機器との通信



#### 【構成例2】体外機器相互間の通信



### 【主な技術基準】

周波数	401MHzを超え402MHz以下 及び 405MHzを超え406MHz以下
占有周波数帯幅の許容値	100kHz以下
空中線電力	25μW以下(キャリアセンス機能無の場合は250nW以下) ※EIRP規定
空中線電力の許容偏差	上限20%
キャリアセンス機能	要（ただし、250nW以下かつ、送信時間制限機能を有している場合は不要）
送信時間制限	250nW以下でキャリアセンス機能を有していない単一チャンネルのものは3.6秒以下/時間かつ、送信回数は100回/時間以下(Duty=0.1%以下)

# 免許を要しない無線局の分類と主な用途等



システム	主な用途(例)	周波数帯
①コードレス	家庭用電話	250M,380M
②セキュリティ	ガス漏れ通報、防犯通報	400M
③データ通信	無線LAN、画像伝送	2.4G,5G,25G
④デジコードレス	オフィス用電話	1.9G
⑤PHS端末	PHS	1.9G
⑥狭域(DSRC)	ETC、駐車場入退出管理	5.8G
⑦5Gアクセス	無線アクセス	5G
⑧超広(UWB)	ファイル転送、画像伝送	3-5G,7-10G
⑨700MHz帯 ITS	車々間通信	700M
A テレメ、テレコン、データ	キーレスエントリー、工業用監視計測、タイヤ空気圧モニタ	400M,920M,1.2G
B 医療用	心電図、脳波の伝送	400M
C 体内植込型	ペースメーカーのデータ伝送	400M
D 国際輸送	国際物流アクティブタグ	400M
E 無線呼出	ナースコール、作業員呼出	400M
F ラジオマイク	劇場の場内音響、取材マイク、会議室マイク	75M,400M,800M
G 補聴援助	難聴学級、劇場の補聴	75M,170M
H 無線電話	ゴルフ場、建設現場の連絡	400M
I 音声アシスト	視覚障害支援、博物館案内	75M
J 移動体識別	コンテナ仕分け、入退室管理	920M,2.4G
K ミリ波レーダ	自動車衝突防止、踏切監視	60G,76G
L ミリ波伝送	オフィスLAN,TV画像伝送	60G
M 移動体検知	人体動静検出、エアコン制御	10G,24G
N 動物検知	害獣の行動監視	150M

平成26年7月9日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について  
(平成26年7月9日 諮問第21号)

[400MHz帯医療用データ伝送システムの高度化に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星野周波数調整官、戸部係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(新たな医療用データ伝送システムの導入に係る制度整備)

### 1 諮問の概要

平成 17 年に心臓ペースメーカー等の生命維持装置からのデータ通信用として 402～405MHz 帯の周波数を使用した体内植込型医療用データ伝送システムが導入され、医療分野で活用されている。

近年、諸外国において、遠隔診断やきめ細やかな医療サービスを提供するため、新たな医療用データ伝送システムが導入されており、我が国においても、その導入が望まれているところである。

このような状況を踏まえ、我が国においても高度な医療サービスを提供できる医療用データシステムの導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更する。

### 2 改正概要

新たな医療用データ伝送システムが導入可能となるよう、401～402MHz に「移動業務」(2次業務)を分配する。

併せて、体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数を規定している別表 9-3 を変更する。

### 3 施行期日

答申受領後、速やかに官報に掲載する。



# 周波数割当計画の一部を変更する告示案

～新たな医療用データ伝送システムの導入に係る制度整備～

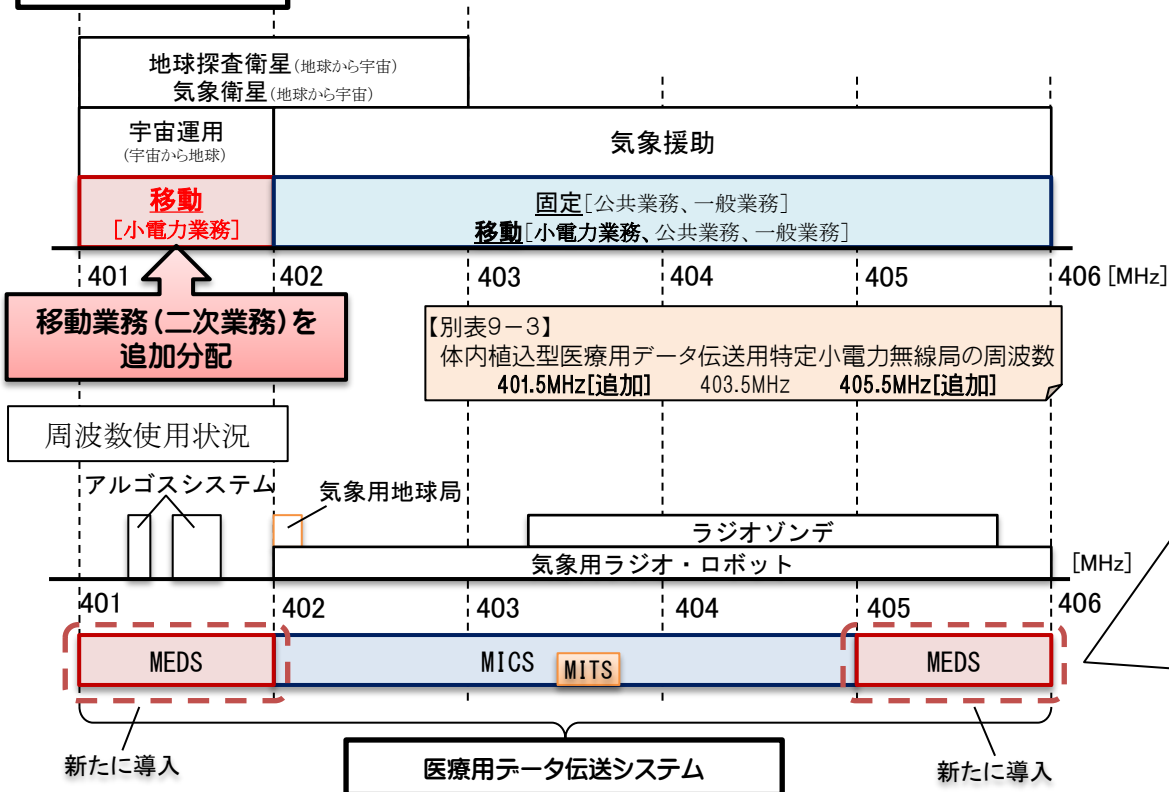
参考

## ◎変更概要

### □ 401MHzから402MHzまで

- 国内分配に、二次業務として「**移動業務**」(無線局の目的:小電力業務用)を追加。  
【⇒新たな医療用データ伝送システム(MEDS)の導入に係る変更】

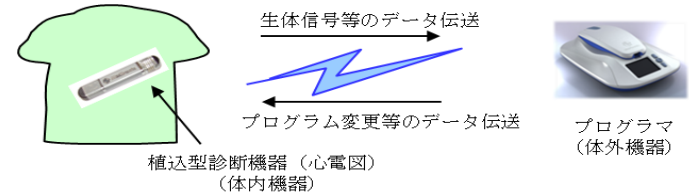
## 周波数割当計画



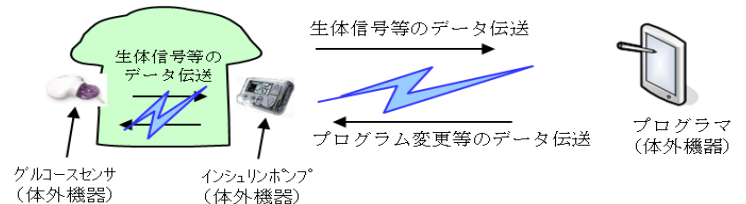
## ◎新たに導入する医療用データ伝送システム (MEDS: (ME)dic(al) (D)ata (S)ervice)

体内の無線装置と体外の無線装置又は、体外の無線装置相互間で電波を利用して行う医療の用に供するデータ伝送システム。

### 【構成例1】体内機器と体外機器との通信



### 【構成例2】体外機器相互間の通信



- ・MEDS(ME)dic(al) (D)ata (S)ervice):心電図の診断機器やインシュリンポンプなどとプログラマ間で制御情報や生体信号等のデータを伝送するための装置(今回導入するもの)
- ・MICS(ME)dic(al) (I)mplant (C)ommunications (S)ervice):体内に植え込まれた心臓ペースメーカなどと外部の制御装置間で制御情報や生体信号等のデータを伝送するための装置(H17導入済み)
- ・MITS(ME)dic(al) (I)mplant (T)elemetry (S)ystem):体内機器から体外機器へ生体信号等のデータを伝送する装置(H19導入済み)

平成 26 年 7 月 9 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について  
(平成 26 年 7 月 9 日 諮問第 22 号)

[携帯電話基地局等の無線局免許手続の効率化に係る関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(工藤課長補佐、大越主査、佐々木係長)

電話：03-5253-5893

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

－携帯電話基地局等の無線局免許手続の効率化に係る関係規定の整備－

### 1 改正の背景

#### (1) 経緯

携帯無線通信システム及び広帯域移動アクセスシステムの無線局のうち、陸上移動局については電波法第 27 条の 2 第 1 号、フェムトセル基地局等の小型基地局については同条第 2 号に基づき、適合表示無線設備を使用する無線局であって、通信の相手方、電波の型式及び周波数、無線設備の規格を同じくするものに限り、包括免許を取得できることとしている。

一方、携帯無線通信システム及び広帯域移動アクセスシステムの無線局のうち、フェムトセル基地局等の小型基地局以外の基地局及び陸上移動中継局については、これまで個別免許のみとしてきたが、当該無線設備の仕様等がパターン化していること、免許申請前の「事業者による地元住民説明」「混信回避のための事業者間調整」を徹底する仕組みが円滑に働いている状況を踏まえ、これらの無線局についても、適合表示無線設備を使用するものであって、通信の相手方、電波の型式及び周波数（一の者が広域で占有して使用する周波数を使用する場合に限る。）、無線設備の規格を同じくするものについて、包括免許を取得できるようにするものである。

なお、今後、現行よりもさらに高い周波数帯において第 4 世代移動通信システムの導入により基地局数の増加が見込まれているが、本措置を講じることにより適正な電波監理を確保しつつ、免許事務の効率化を図ることが可能となる。

#### (2) 制度改正の方向性

フェムトセル基地局等の小型基地局の包括免許にあっては、電波監理上の観点から個々の無線局ごとに「無線設備の設置場所」、「適合表示無線設備の番号」及び「無線設備の製造番号」を届け出ることとしてきたが、フェムトセル基地局等の小型基地局以外の携帯無線通信システム及び広帯域移動アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局は、フェムトセル基地局等の小型基地局と比べ規模が大きく、エリアも広いことを踏まえると、高い安全性・信頼性を確保することが必要である。このため、本改正により新たに包括免許の対象となる無線局については、フェムトセル基地局等の小型基地局の届出事項のほか、空中線系の構成などの工事設計を届出事項に追加することとし、個別免許の際と同様に定期検査（空中線電力 1 ワット超に限る。）

及び業務書類の備付等を実施していくこととした。

なお、PHS については、これまで空中線電力 10 ミリワット以下の基地局について登録対象無線局としてきたが、PHS 基地局についても、当該無線設備の仕様等がパターン化していること、免許申請前の「事業者による地元住民説明」「混信回避のための事業者間調整」を徹底する仕組みが円滑に働いていることを踏まえ、登録の対象として差支えない状況にあることから、現行の免許実績を鑑み、登録対象無線局を空中線電力 1 ワット以下のものに緩和するものである。

## 2 諮問の概要

### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

- ・ 特定無線局の対象にフェムトセル基地局等以外の携帯無線通信を行う基地局等及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局等を加えること。  
(第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3、第 33 条、第 41 条の 3 及び別表第 4 号関係)
- ・ 登録局の対象無線局に空中線電力が 10 ミリワットを超え 1 ワット以下の PHS の基地局を加えること。(第 16 条第 1 号関係)

### (2) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案

- ・ フェムトセル基地局等以外の携帯無線通信を行う基地局等及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局等の特定無線局について免許手続に係る要件を定めること。(第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 24 条の 5、別表第 2 号の 4、別表第 5 号の 5 の 2 及び別表第 5 号の 5 の 3 関係)

## 3 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日から施行 (予定)

平成26年7月9日

電波法施行規則の各一部を改正する省令案について  
(平成26年7月9日 諮問第23号)

[電波利用料の見直しに係る電波法の一部改正に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

(羽多野課長補佐、藤原官)

電話：03-5253-5880

## 電波法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

包括免許人は、電波法第103条の2第5項及び第6項の規定により、電波利用料としてその開設する無線局数に応じた金額を国に納めなければならないとされている。

平成26年4月23日に公布された「電波法の一部を改正する法律」において、広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、これにかかわらず同等の機能を有する特定無線局（電波法第27条の2第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）の区分として総務省令で定める区分ごとに、開設している特定無線局の数に応じた金額を納めることを原則とし、その納める金額が電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数（基準無線局数）に、使用する広域専用電波の周波数の幅等を乗じて算出される上限額を超える場合は、当該上限額を納めることとする規定が置かれた（電波法の一部を改正する法律施行後の電波法第103条の2第7項及び第8項）。

### 2. 諮問の内容

電波法施行規則の一部を改正し、基準無線局数を1MHz当たり80万局とする（第51条の10の2の7関係）。

#### 基準無線局数についての考え方

昨年8月に取りまとめられた「電波利用料の見直しに関する検討会」の報告書において、スマートメーターやM2M等の新たな無線システムについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から電波利用料の負担を引き下げるものとされた。これを踏まえ、今般の電波利用料の見直しに係る電波法の一部改正において、携帯電話等の広域専用電波を使用する第一号包括免許人が限られた周波数を極めて高密度に利用している場合には、その無線局数に応じて負担する部分について、総務省令で定める1MHz当たりの無線局数（基準無線局数）に周波数の幅等を乗じて算定される上限額以上の負担は求めないものとされた。

このような趣旨に鑑み、施行後の電波法第103条の2第7項の規定に基づき規定される基準無線局数は、携帯電話端末が既に十分に高密度に周波数を利用されていると考えられることから、その電波の有効利用の程度を勘案し、この法律が施行される予定である本年10月時点における携帯電話端末の無線局の開設局数の見込み（約1億5,200万局）を、これら事業者の開設する携帯電話端末の無線局の免許で指定されている広域専用電波の周波数幅<sup>\*</sup>の総和（約190MHz）で除した数（約80万局/MHz）とする。  
<sup>\*</sup>周波数を使用する区域が限定されている場合は、周波数幅に区域に応じた係数を乗じた値。

これにより、法律が施行される時点で十分に高密度に周波数を利用している者については、以後、開設局数が基準無線局数を超えても追加負担が生じない、いわば「実質負担ゼロ」とするものであり、ついでには、スマートメーター、M2M等の新たなICTインフラの普及が加速されることが期待されると考える。

### **3. 施行期日**

改正後の電波法第103条の2第7項の施行日と同一とする（法律の公布の日（平成26年4月23日）から9月を超えない範囲において政令で定める日（平成26年10月1日を予定））。

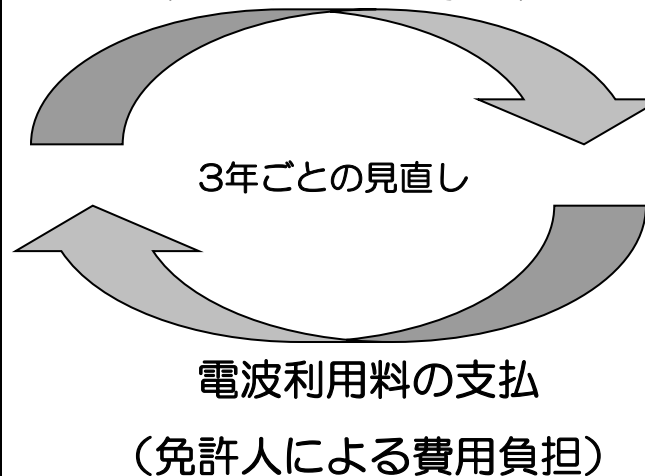
# 電波利用料制度の概要

- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求めるもの。
- 電波利用料制度は**少なくとも3年ごとに見直し**しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

## 主な使途

- ・不法電波の監視
  - ・総合無線局管理システムの構築・運用
  - ・電波資源拡大のための研究開発等
  - ・電波の安全性調査
  - ・携帯電話等エリア整備事業
  - ・電波遮へい対策事業
  - ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備
- 等

## 電波の適正な利用の確保 (電波利用共益事務)



## 主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

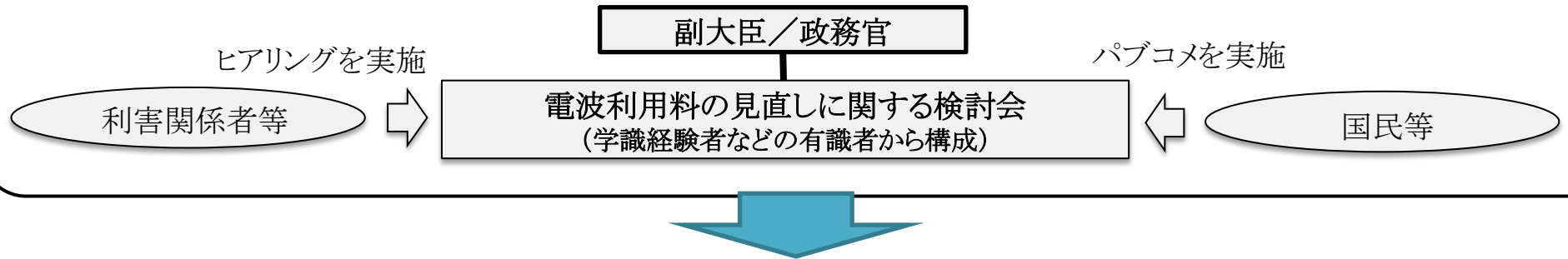
等



# 電波利用料の見直しに関する検討経過

## 「電波利用料の見直しに関する検討会」の開催

- 昨年3月に第1回会合を開催し、電波利用料の見直しに関する意見募集を実施。
- 意見提出者(携帯電話事業者等、放送事業者、固定通信事業者等、地方自治体、メーカー等)からのヒアリングなどを含め、合計10回の会合を開催。
- 意見募集を行った上で、昨年8月に「**電波利用料の見直しに関する基本方針**」を取りまとめ。

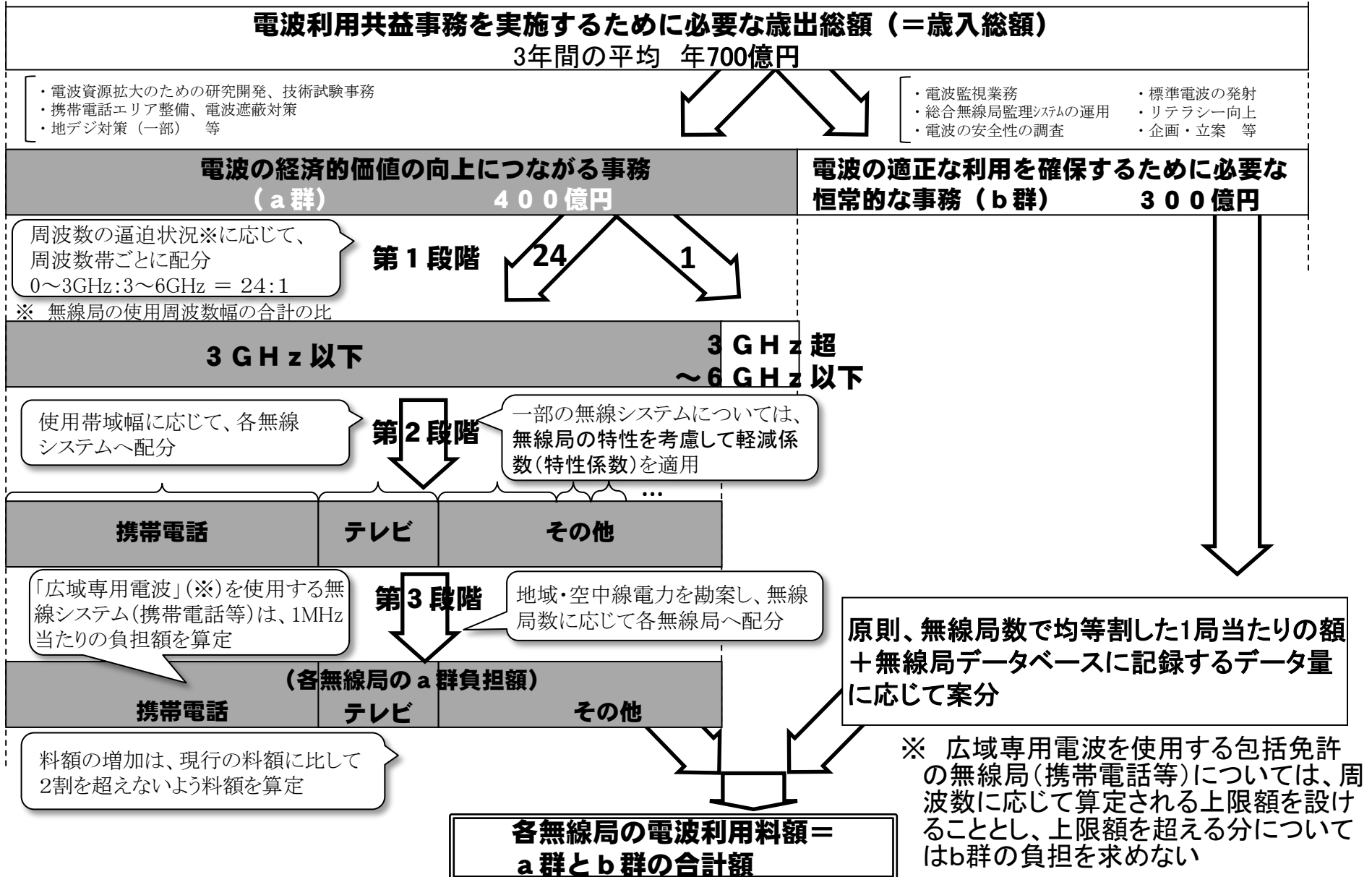


## 「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」の策定

- 「**電波利用料の見直しに関する基本方針**」を踏まえ、次期電波利用料の料額算定の具体的な考え方について、意見募集を行った上で、本年1月に「**電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針**」を策定。

➡ 「**電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針**」に基づき、電波法改正案を国会に提出

# 電波利用料の料額(H26~H28)の算定方法



※携帯電話のように、広範囲の地域において一定の帯域を一の者により専ら使用させることを目的として総務大臣が指定する周波数

# 電波利用料の料額の見直し

## 携帯電話及びスマートメーターやM2M等新たな無線システムに対する料額の見直し

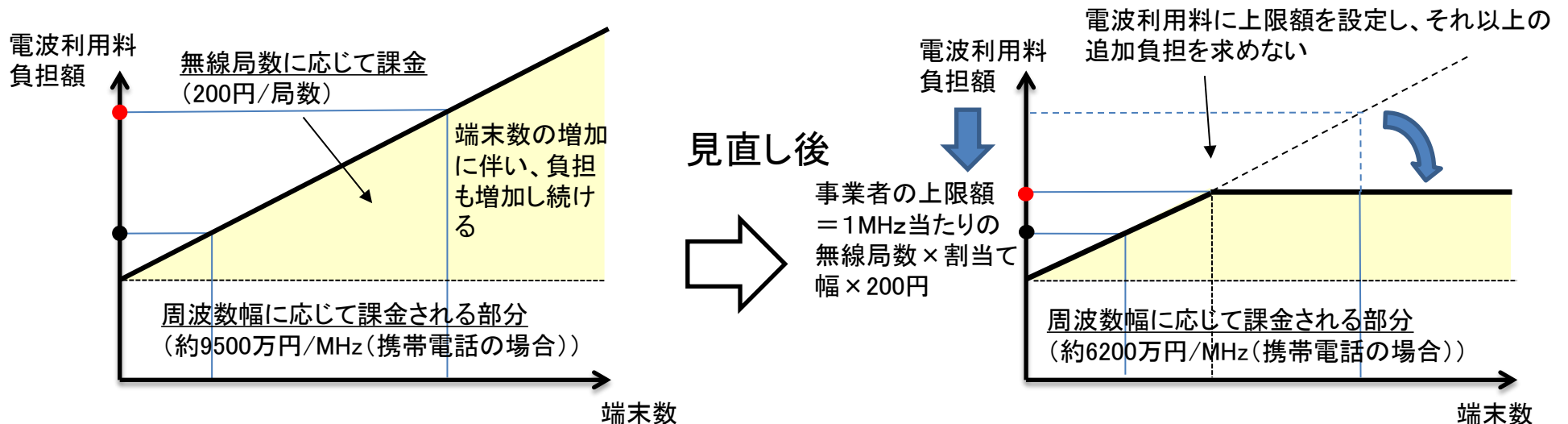
ICTインフラとしての普及を促進する観点から、広範囲の地域において周波数帯を稠密に利用する携帯電話及び携帯電話等を利用するスマートメーター、M2M等の無線局の電波利用料に上限額を設定し、周波数を稠密に利用する場合、今後急速な増加が見込まれるM2M等の無線局に対して電波利用料の追加負担を求めないこととする。

総務省令で、電波の有効利用の程度を勘案して「1MHz当たりの無線局数」を設定。各事業者の上限額は、「1MHz当たりの無線局数」×「当該無線局が使用する広域専用電波の周波数幅※の総和」×200円により算出し、これを超える分の追加負担は求めない。

※周波数を使用する区域が限定されている場合は、区域に応じた係数を乗じた値。

(参考) 現在スマートメーター、M2Mシステム等に適用される電波利用料額

- (1) 免許不要の無線システムを利用する場合(例:PHS(基地局は免許要)、小電力無線中継システム)  
電波利用料の課金なし
- (2) 免許を要するシステムを使用する場合(例:携帯電話、BWA)  
周波数幅に応じた課金の他、無線局数に応じた電波利用料(200円/局)の課金



# 携帯電話システムに係る電波利用料のイメージ (年額)

## (1) 無線局単位で徴収される電波利用料

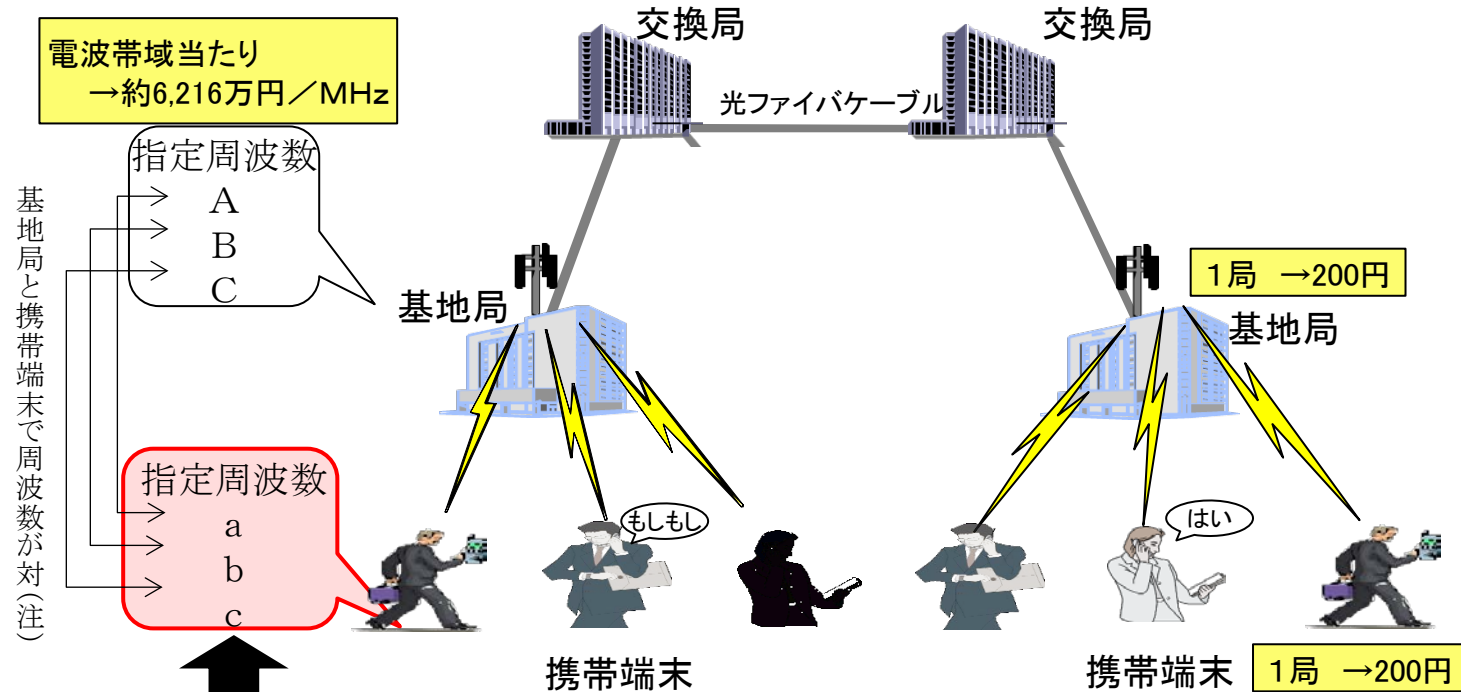
- ・ 基地局 1局当たり 200円
- ・ **携帯端末** 1局当たり 200円

↳ 上限額※を設ける  
 ※基準無線局数に、使用する周波数幅に使用する区域に応じて電波法別表第7に掲げる係数を乗じた値の総和及び200円を乗じた金額

## (2) 電波帯域により徴収される電波利用料

- ・ 電波帯域 1 MHz当たり約6,216万円

(周波数を使用する区域が限定されている場合は、区域に応じて電波法別表第7に掲げる係数を乗じた値に上記金額を乗じる。)



端末に係る周波数幅を基に上限額を算定

(注) 基地局と携帯端末が同一の周波数を使用する場合もあり、この場合は、周波数の幅を2分の1とみなして上限額を適用する。

平成26年7月9日

指定較正機関の指定について  
(平成26年7月9日 諮問第24号)

[キーサイト・テクノロジー合同会社を指定較正機関に指定]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(菅原課長補佐、芦澤係長)

電話：03-5253-5908

## 指定較正機関の指定について

### 1 諮問の概要

アジレント・テクノロジー株式会社（代表取締役 梅島正明）の事業分割に伴い、電子計測サービス事業を継承するキーサイト・テクノロジー合同会社（職務執行者 梅島正明）から、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第102条の18第2項の規定に基づき、指定較正機関の指定について申請があった。

審査した結果、申請の内容は同条第5項各号の規定に適合するとともに、申請者は同条第6項各号の欠格事由に該当しないことから、申請者を指定較正機関として指定することが適当であると認められる。

そのため、法第99条の11第1項第4号の規定に基づき、指定の適否について電波監理審議会に諮問するものである。

### 2 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所

キーサイト・テクノロジー合同会社（職務執行者 梅島 正明）  
東京都八王子市高倉町9番1号

(2) 申請の受付年月日 平成26年6月13日

(3) 較正の業務を行う事務所の名称及び所在地

キーサイト・テクノロジー合同会社 電子計測サービスセンター  
東京都八王子市高倉町9番1号

(4) 較正を行おうとする測定器等

周波数計、スペクトル分析器、高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器及び周波数標準器

(5) 較正の業務を開始しようとする日

平成26年8月1日（予定）

### 電波法（抜粋）

（測定器等の較正）

第百二条の十八 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であつて総務省令で定めるもの（以下この条において「測定器等」という。）の較正は、機構がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下「指定較正機関」という。）にこれを行わせることができる。

2 指定較正機関の指定は、前項の較正を行おうとする者の申請により行う。

3～13 （略）

# 指定較正機関制度について

参考

## (1) 指定較正機関制度の概要

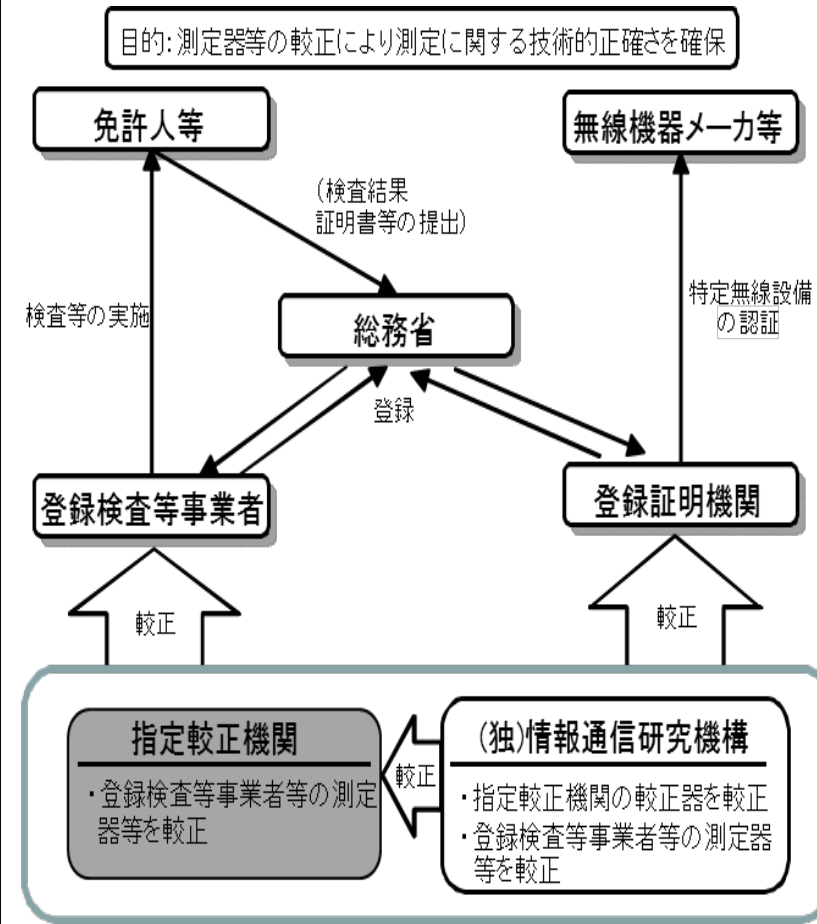
登録検査等事業者や登録証明機関が使用する測定器等の正確さを担保するため、独立行政法人情報通信研究機構と総務大臣の指定する者(指定較正機関)により登録検査等事業者等が使用する測定器等の較正を行う制度。

## (2) 制度の現状

現在、独立行政法人情報通信研究機構(NICT)と指定較正機関の指定を受けている一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター(TELEC)、アジレント・テクノロジー株式会社(キーサイト・テクノロジー合同会社への業務分割・継承により廃止)及びインターテックジャパン株式会社が較正の業務を実施。

## (3) 制度の変遷等

- ア 指定較正機関制度の導入(平成10年4月)。
- イ 公益法人要件を撤廃(平成13年7月)。
- ウ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)により、民間参入の促進を決定。



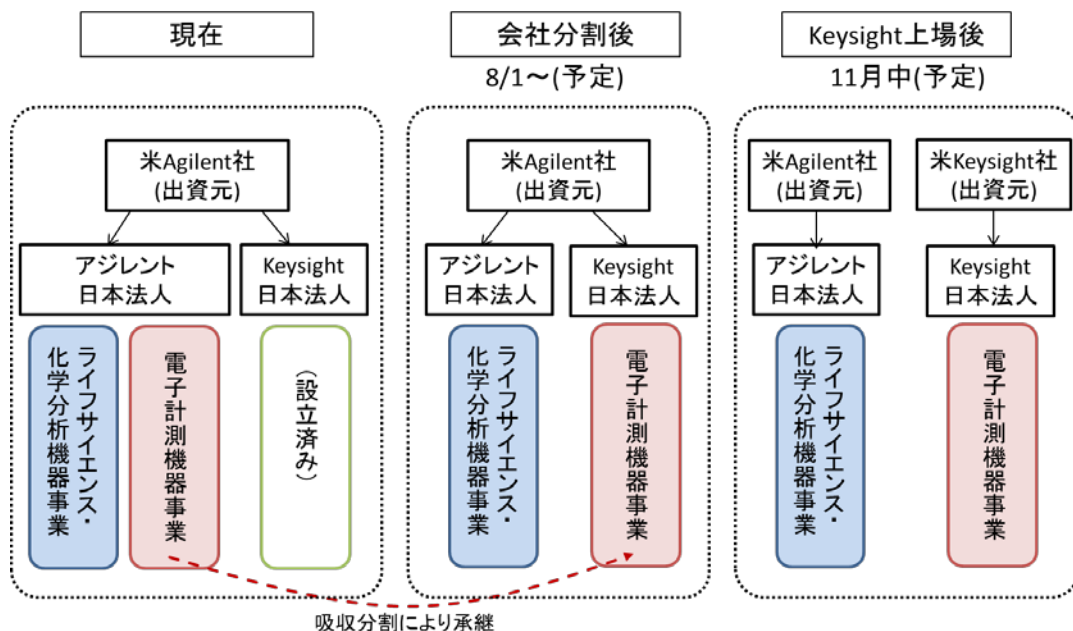
## キーサイトグループの概要

### ○Keysight Technologies, Inc

本 社 米国(サンタローザ)  
 設 立 2014年(平成26年)  
 売 上 高 約29億米ドル(アジレントグループの2013年度電子計測機器売上額)  
 企業規模 展開国数:100か国以上  
 研究開発センター:12箇所、雇用者数:約9,500人  
 事業内容 電子計測機器の研究・開発・製造等

### ○ キーサイト・テクノロジー合同会社

本 社 東京都八王子市高倉町9番1号  
 代 表 者 職務執行者 梅島正明  
 設 立 2014年(平成26年)1月30日  
 資 本 金 1億円  
 Agilent Technologies, Inc(米国)の100%子会社  
 (Keysight Technologies, Inc(米国)の100%子会社(2014年11月以降))  
 従 業 員 346人  
 売 上 高 334億円(アジレント・テクノロジー(株)の電子計測事業の2013年度実績)  
 事業内容 電子計測機器の販売、保守、校正サービス等  
 そ の 他 キーサイト日本法人は、キーサイト・テクノロジー合同会社(主に販売、保守サービスを担当)とキーサイト・テクノロジー・インターナショナル合同会社(主に開発、製造を担当)からなる。



アジレント・テクノロジー株式会社 分割の流れ



平成 26 年 7 月 9 日

日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において衛星テレビ  
放送受信設備の整備を支援する業務の認可について  
(平成 26 年 7 月 9 日 諮問第 25 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

総務省情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信推進室

(田口課長補佐)

電話：03-5253-5949

## 日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第20条第2項第9号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要
1 業務の内容	<p>協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「難視聴地区」という。）のうち、地上デジタルテレビ放送を受信するための有効な対策手法がないため、一般社団法人デジタル放送推進協会が行う人工衛星による地上デジタルテレビ放送（協会及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）終了後も協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）において、協会の衛星テレビ放送を受信することができるよう、衛星テレビ放送を受信するために必要な受信設備の整備を行う業務。</p>
2 業務を行うことを必要とする理由	<p>➤ 地上テレビ放送のデジタル化により生じた新たな難視の暫定的な対策である地デジ難視対策衛星放送が平成27年3月に終了するため、協会は、国や民間放送事業者、自治体と協力して、中継局や共同受信施設の設置、高性能等アンテナ対策による難視聴解消を進めているところである。しかしながら、難視聴となる世帯等が散在しているため共同受信施設等の設置が困難であったり、アンテナの設置場所が遠方となるため設備の維持管理が困難等の理由で、いまだに地上デジタルテレビ放送の視聴が困難な世帯等があり、地デジ難視対策衛星放送の終了後にテレビ放送を全く視聴できないという事態を回避するため、協会の衛星テレビ放送の視聴環境を確保する必要がある。</p>

	<p>➤ 地デジ難視対策衛星放送終了後も地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯等に対して、国からBSデジタル受信機を提供する支援があることから、国から提供されたBSデジタル受信機で協会の衛星テレビ放送を受信できるようパラボラアンテナの設置・配線工事等を協会が実施する等、国、民間放送事業者及び協会が全国地上デジタル推進協議会で実施している難視聴対策と連携することが円滑な対策を進めるために有効であり、視聴者の利益にかなうものである。</p>										
<p>3 業務の実施計画の概要</p>	<p>➤ 支援要件</p> <p>① 当該世帯等が、難視聴地区にあり、地デジ難視対策衛星放送終了までの恒久対策の実施が困難であること。</p> <p>② 当該世帯等において協会との放送受信契約が締結されていること。</p> <p>③ 国からBSデジタル受信機を提供する支援の対象である場合は、それを利用していること。</p> <p>➤ 支援内容</p> <p>協会の衛星テレビ放送を受信するために必要なパラボラアンテナの設置及び配線工事等を無償で実施する。</p> <p>➤ 実施時期</p> <p>総務大臣認可の日以降、平成27年9月30日まで。申請書の受付は平成27年6月30日までとする。</p> <p>➤ 助成対象とする世帯等の数の見込み</p> <table border="1" data-bbox="523 1460 1337 1653"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度（見込み）</th> <th>27年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信可能化世帯等</td> <td>約300世帯等</td> <td>（26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 実施収支の見込み</p> <table border="1" data-bbox="523 1749 1163 1966"> <thead> <tr> <th>26年度（見込み）</th> <th>27年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入：なし 支出：0.5億円</td> <td>未定 （26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）</td> </tr> </tbody> </table>		26年度（見込み）	27年度（見込み）	受信可能化世帯等	約300世帯等	（26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）	26年度（見込み）	27年度（見込み）	収入：なし 支出：0.5億円	未定 （26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）
	26年度（見込み）	27年度（見込み）									
受信可能化世帯等	約300世帯等	（26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）									
26年度（見込み）	27年度（見込み）										
収入：なし 支出：0.5億円	未定 （26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）										

<p>4 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法</p>	<p>平成26年度分として、0.5億円（平成26年度分は当該年度の収支予算及び資金計画に計上済み。平成27年度分は、平成26年度の実施状況を踏まえつつ当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定。）</p>
<p>5 その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受信設備の設置等に係る業務は、事業者を公募し委託することとする。</li> <li>➤ 別冊の実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。</li> <li>➤ 業務の実施状況については、別途報告する。</li> </ul>

## 2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
<p>放送及びその受信の 進歩発達に特に必要 な業務であること (法第20条第2項 第9号)</p>	<p>特に必要な業務であると認められる。</p> <p>(理由)</p> <p>協会においては、地上テレビ放送のデジタル化により生じた新たな難視の暫定的な対策である地デジ難視対策衛星放送が平成27年3月に終了するため、国や民間放送事業者、自治体と協力して、中継局や共同受信施設の設置、高性能等アンテナ対策による難視聴解消を進めているところである。</p> <p>今般の申請は、地デジ難視対策衛星放送の終了以降も、地上デジタルテレビ放送の視聴が困難な世帯等に対して、国から提供等されたBSデジタル受信機で協会の衛星テレビ放送を受信できるよう、パラボラアンテナの設置・配線工事等を協会が実施するものである。</p> <p>このようにテレビ放送の受信環境を確保するため、受信設備の設置等の必要な支援を定められた期間において協会が実施することは、視聴者の負担の増大を抑制しながらテレビ放送の普及に資するものであると認められる。</p> <p>このため、申請に係る業務を協会が行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。</p>

日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において  
衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の  
実施要綱

## 1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「難視聴地区」という。）のうち、地上デジタルテレビ放送を受信するための有効な対策手法（共同受信施設の整備や高性能等アンテナ対策等。以下「恒久対策」という。）が無い場合、一般社団法人デジタル放送推進協会が行う人工衛星による地上デジタルテレビ放送（協会及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）終了後も協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯及び事務所（以下「世帯等」という。）において、協会の衛星テレビ放送を受信することができるよう、当該放送を受信するために必要な受信設備の整備を行うことにより協会の衛星テレビ放送の視聴環境を確保することを目的とする。

## 2. 支援の要件及び内容

### ア 要件

- ① 当該世帯等が、難視聴地区にあり、地デジ難視対策衛星放送終了までの恒久対策の実施が困難であること。
- ② 当該世帯等において協会との放送受信契約が締結されていること。
- ③ 国からBSデジタル受信機を提供する支援の対象である場合は、それを利用していること。

### イ 内容

協会の衛星テレビ放送を受信するために必要なパラボラアンテナの設置および配線工事等を無償で実施する。

## 3. 申請手続き

協会への申請手続きは以下の要領で行うものとする。

- ① 協会の支援を受けようとする者は、別に定める所定の申請書と恒久対策が困難である申告書等を協会に提出する。
- ② 協会は、申請書と必要書類等により審査を実施し、支援の要件を満たしていれば、申請者の申請内容に沿って、受信設備を整備する。

#### 4. 実施時期

総務大臣認可の日以降、平成27年9月30日まで。申請書の受付は平成27年6月30日までとする。

平成26年7月9日

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への  
経費助成業務の認可について  
(平成26年7月9日 諮問第26号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

総務省情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信推進室

(田口課長補佐)

電話：03-5253-5949



## 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への 経費助成業務の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第20条第2項第9号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要
1 業務の内容	<p>協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、当該放送を受信するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自主共聴を運営する共聴組合が、共聴施設を改修又は新設する場合、</li> <li>➤ 協会の実施する地上アナログテレビ放送を受信していた地域内であって、協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「新たな難視地区」という。）において、個別に設置したアンテナにより地上アナログテレビ放送を受信していた世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）が、個別に高性能アンテナを新設し又は既存のアンテナを移設（以下「高性能等アンテナ対策」という。）する場合</li> </ul> <p>に経費の一部を助成する業務（平成22年3月総情放第18号により認可した業務。以下「現行業務」という。）に、次の助成対象を追加した業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 高性能等アンテナ対策について、地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴区域を除く。以下「絶対難視地区」という。）の世帯等を、助成の対象として追加。</li> </ul>
2 業務を行うことを必要とする理由	<p>地上デジタルテレビ放送の難視聴対策として、デジタル中継局の整備やワンセグ対策が進められたことにより、絶対難視地区の一部の世帯等において、高性能等アンテナ対策による地上デジタルテレビ放送の受信が可能となったことから、現行業務の助成対象に当該地区を追加することにより、視聴者負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を推進することが可能となるため。</p>

3 業務の実施計画の概要

➤ 助成対象施設の要件

① 自主共聴

- ア 当該施設が協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域にあること。
- イ 当該施設を維持するための非営利の団体が結成されていること。
- ウ 施設の設置、運用が有線電気通信法及び放送法など関連法規に適合した有線又は無線の共聴施設であること。
- エ その事業が、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信することに限定されていること。
- オ 地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合若しくは当該施設が絶対難視地区にある場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金（旧称「電波遮へい対策事業費等補助金」））を利用していること。
- カ 地元視聴者が設置し運営している自主共聴について、自治体の実施主体となって国による支援措置を活用した事業により受信環境が整備される場合は除く。

② 高性能等アンテナ対策世帯

- ア 当該世帯が、協会の地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区又は絶対難視地区にあること。
- イ 高性能等アンテナの設備が、専ら、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信するためのものであること。
- ウ 高性能等アンテナ対策に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合又は当該世帯が絶対難視地区にある場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。

➤ 助成額

- ア 地上デジタルテレビ放送を受信するための自主共聴等の改修若しくは新設又は高性能等アンテナ対策に要した経費のうち国や自治体の支援を除いた視聴者負担が、世帯あたり1万4千円以上の場合は世帯あたりの負担額から7千円を引いた額に加入世帯数を乗じた額、1万4千円未満の場合は国や自治体の支援を除いた視聴者負担の加入世帯合計額の半額とし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- イ 助成の上限額は、自主共聴については10万円に加入世帯数を乗じた額又は100万円のいずれか多い額とし、高

性能等アンテナ対策世帯については10万円とする。ただし、高性能等アンテナ対策世帯との事前の協議により、特別な設備の設置等が必要であると協会が認めた場合には、100万円を上限額とする。

ウ 助成は、自主共聴組合又は高性能等アンテナ対策世帯に対して行い、同一施設又は世帯に対して1回限りとする。なお、東日本大震災の災害救助法適用地域（除：東京都）のうち、震災により被害を受けた施設又は世帯（罹災証明などで確認できること）については、震災前の助成の有無に関わらず、震災以降に改めて1回に限り助成する。

エ 助成の申請は、地上デジタル放送を受信するための施設の改修又は新設完了後1年以内とする。

オ 助成額算出の対象となる世帯等は、協会と放送受信契約を締結している世帯等（以下「契約世帯」という。）に限る。自主共聴の組合員に契約世帯でないものが含まれる場合、イに定める「100万円」は、100万円に加入世帯に占める契約世帯の割合を乗じた額とする。

カ 助成の申請にあたっては、自主共聴組合は、当該自主共聴に加入している全世帯等の加入者名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

➤ 実施時期

業務実施の期日は、認可日から、平成28年3月31日まで。

➤ 助成対象とする世帯等の見込み

	26年度（見込み）	27年度（見込み）
絶対難視 地区関係	約300世帯等	（26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）

➤ 実施収支の見込み

26年度（見込み）	27年度（見込み）
収入：なし 支出：1.0億円	未定 （26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）

<p>4 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法</p>	<p>平成26年度分として、1億円を当該年度の収支予算及び資金計画に計上済み。 平成27年度分は、平成26年度の実施状況を踏まえつつ、当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定。</p>
<p>5 その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。</li> <li>➤ 業務の実施状況については、別途報告する。</li> </ul>

## 2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
<p>放送及びその受信の 進歩発達に特に必要な 業務であること (法第20条第2項 第9号)</p>	<p>特に必要な業務であると認められる。</p> <p>(理由)</p> <p>これまで協会は、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に向けて、視聴者等の負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、現行業務を行ってきたところである。</p> <p>今般の申請は、高性能等アンテナ対策について、現行業務により助成の対象としてきた新たな難視地区の世帯等に加え、地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない絶対難視地区の世帯等についても、助成の対象として追加するものである。</p> <p>このように地上デジタルテレビ放送の受信のために必要な経費の一部を定められた期間において協会が助成することは、視聴者の負担の増大を抑制しながら地上デジタルテレビ放送の普及を推進することに資するものであると認められる。</p> <p>このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。</p>

## 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への 経費助成業務の実施要綱

### 1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下同じ。）において、協会の実施する地上デジタルテレビ放送中継局の置局又は協会と地元視聴者が共同して設置し運用する共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）を補完するものとして設置し運用されるNHK共聴を除く共同受信施設（以下「自主共聴」という。）により協会の地上デジタルテレビ放送を受信する世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）及び協会の実施する地上アナログテレビ放送を受信していた地域内であって協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「新たな難視地区」という。）において個別に設置した受信アンテナにより協会の地上アナログテレビ放送を受信していた世帯等もしくは地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送を受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「絶対難視地区」という。）にある世帯等であって個別に高性能アンテナを新設し又は既存のアンテナを移設することによって協会の地上デジタルテレビ放送を受信しようとするもの（以下「高性能等アンテナ対策世帯」）において、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるよう、地元視聴者が結成する非営利の自主共聴組合又は高性能等アンテナ対策世帯に対し、国の辺地共聴施設の改修等又は高性能等アンテナ対策の支援制度を利用できる場合はそれを前提として、地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費を基準として算出した額を、デジタル化の整備又はその後の維持のための経費の一部として1回に限り助成することにより、視聴者負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

### 2. 助成対象施設の要件

#### ① 自主共聴

- ア 当該施設が協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域にあること。
- イ 当該施設を維持するための非営利の団体が結成されていること。

- ウ 施設の設置、運用が有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法など関連法規に適合した有線又は無線の共聴施設であること。
- エ その事業が、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信することに限定されていること。
- オ 地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合もしくは当該施設が絶対難視地区にある場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金（旧称「電波遮へい対策事業費等補助金」））を利用していること。
- カ 地元視聴者が設置し運営している自主共聴について、自治体が実施主体となって国による支援措置を活用した事業により受信環境が整備される場合は除く。

② 高性能等アンテナ対策世帯

- ア 当該世帯が、協会の地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区もしくは絶対難視地区にあること。
- イ 高性能等アンテナの設備が、専ら、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信するためのものであること。
- ウ 高性能等アンテナ対策に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合もしくは当該世帯が絶対難視地区にある場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。

3. 助成額

- ア 地上デジタルテレビ放送を受信するための自主共聴等の改修若しくは新設又は高性能等アンテナ対策に要した経費のうち国や自治体の支援を除いた視聴者負担が、世帯あたり1万4千円以上の場合には世帯あたりの負担額から7千円を引いた額に加入世帯数を乗じた額、1万4千円未満の場合には国や自治体の支援を除いた視聴者負担の加入世帯合計額の半額とし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- イ 助成の上限額は、自主共聴については10万円に加入世帯数を乗じた額又は100万円のいずれか多い額とし、高性能等アンテナ対策世帯については100万円とする。ただし、高性能等アンテナ対策世帯との事前の協議により、特別な設備の設置等が必要であると協会が認めた場合には、100万円を上限額とする。
- ウ 助成は、自主共聴組合又は高性能等アンテナ対策世帯に対して行い、同一施設又は世帯に対して1回限りとする。なお、東日本大震災の災害救助法適用地域（除：東京都）のうち、震災により被害を受けた施設又は世帯（罹災証明などで確認できること）については、震災前の助成の有無に関わらず、震災以降に改めて1回に限り助成する。

- エ 助成の申請は、地上デジタル放送を受信するための施設の改修又は新設完了後1年以内とする。
- オ 助成額算出の対象となる世帯等は、協会と放送受信契約を締結している世帯等（以下「契約世帯」という。）に限る。自主共聴の組合員に契約世帯でないものが含まれる場合、イに定める「100万円」は、100万円に加入世帯に占める契約世帯の割合を乗じた額とする。
- カ 助成の申請にあたっては、自主共聴組合は、当該自主共聴に加入している全世帯等の加入者名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

#### 4. 実施時期

総務大臣の認可の日以降、平成28年3月31日まで。



平成26年7月9日

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への  
移行円滑化助成業務の認可について  
(平成26年7月9日 諮問第27号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

総務省情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信推進室

(田口課長補佐)

電話：03-5253-5949

## 日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第20条第2項第9号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要
1 業務の内容	<p>協会と地元視聴者が共同して設置し運用するアナログ共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）等により協会の地上アナログテレビ放送を受信していた地域内において、ケーブルテレビ等の代替手段（以下「代替手段」という。）による視聴に移行することによりNHK共聴のデジタル化改修やデジタル中継局の置局を行うことが不要となる場合に、当該NHK共聴の組合等に対し、移行の円滑化のために必要な経費の一部を助成する業務（平成22年3月総情放第19号により認可した業務。以下「現行業務」という。）に、次の助成対象を追加した業務。</p> <p>➤ 地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送を受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴区域を除く。以下「絶対難視地区」という。）を助成の対象として追加。</p>
2 業務を行うことを必要とする理由	<p>地上デジタルテレビ放送の難視聴対策として代替手段への移行が進んだことにより、絶対難視地区の一部の世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）においても地上デジタルテレビ放送の受信が可能となったことから、現行業務の助成対象に当該地区を追加することにより、視聴者負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を推進することが可能となるため。</p>

3 業務の実施計画の概要

➤ 助成の要件

① NHK共聴のデジタル化改修が不要となる場合のNHK共聴組合への助成

ア 協会がデジタル化改修に着手していないNHK共聴の組合であること。

イ NHK共聴組合が移行する代替手段の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。

ウ NHK共聴組合が、その加入する全世帯等が代替手段に移行し、当該NHK共聴を廃止することに同意すること。

エ 総務大臣の業務認可（平成20年11月12日）時点で、既に加入する全世帯等が共聴廃止に同意し、代替手段に移行しているNHK共聴ではないこと。

② デジタル中継局の置局が不要となる場合の受信世帯への助成

ア 当該世帯が、協会の地上アナログテレビ放送を受信していた地域内又は絶対難視地区内にあり、かつ協会がデジタル中継局の置局に着手していないこと。

イ 新たな難視地区の個別受信世帯については、代替手段への移行に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。

ウ 当該世帯が移行する代替手段の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。

エ 当該世帯が、協会がデジタル中継局の置局を実施しないことに同意すること。

オ 総務大臣の業務認可（平成20年11月12日）時点（新たな難視地区の個別受信世帯及び絶対難視地区にある世帯等については、それぞれの業務の変更に係る総務大臣の認可時点）で、既に協会の地上デジタルテレビ放送をケーブルテレビへの加入等により受信している世帯等ではないこと。

➤ 助成額及び助成先

ア 助成額は、世帯あたり2万8千円とし、同一の世帯等に対して1回限りとする。なお、東日本大震災の災害救助法適用地域（除：東京都）のうち、震災により被害を受けた世帯等（罹災証明などで確認できること）については、震

災前の助成の有無に関わらず、震災以降に改めて1回に限り助成する。

イ 本件において、自治体が代替手段の実施主体となる場合（公的補助を受けて整備され安定的かつ継続的な運営が担保されるケーブルテレビ等への全戸加入が自治体の責任において実現される場合を含む。）については、協会と当該自治体との間で事前の協議を行うことができるものとする。協議の結果、当該自治体の責任においてNHK共聴組合や協会の中継局の受信世帯等の同意を得て当該ケーブルテレビ等への全戸加入が実現しデジタル化改修やデジタル置局が不要となることとなった場合には、NHK共聴組合又は受信世帯等への助成を一括して、当該自治体に対して行うことができるものとする。

ウ 助成先は、代替手段に移行するNHK共聴組合、世帯等又は代替手段の実施主体となる自治体のいずれか一者とし、疑義がある場合には関係者の意見を公平に聴取したうえで協会が決定する。

エ 助成額算出の対象となる世帯等は、協会と放送受信契約を締結している世帯等に限る。

オ 助成の申請にあたっては、NHK共聴組合の場合には、当該共聴組合はNHK共聴に加入している全世帯等の加入者名簿を、また、自治体の実施主体となる場合には当該自治体は同意者全員の名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

➤ 実施時期

業務実施の期日は、認可日から、平成28年3月31日まで。

➤ 助成対象とする世帯等の数の見込み

	26年度（見込み）	27年度（見込み）
絶対難視 地区関係	約20世帯等	（26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）

	<p>➤ 実施収支の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>26年度（見込み）</th> <th>27年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入：なし 支出：500千円</td> <td>未定 （26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）</td> </tr> </tbody> </table>	26年度（見込み）	27年度（見込み）	収入：なし 支出：500千円	未定 （26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）
26年度（見込み）	27年度（見込み）				
収入：なし 支出：500千円	未定 （26年度に未申請の世帯等があった場合に対応）				
4 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	<p>平成26年度分として、500千円を当該年度の収支予算及び資金計画に計上済み。</p> <p>平成27年度分は、平成26年度の実施状況を踏まえつつ当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定。</p>				
5 その他必要な事項	<p>➤ 実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。</p> <p>➤ 業務の実施状況については、別途報告する。</p>				

## 2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
<p>放送及びその受信の 進歩発達に特に必要な 業務であること (法第20条第2項 第9号)</p>	<p>特に必要な業務であると認められる。</p> <p>(理由)</p> <p>これまで協会は、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に向けて、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、現行業務を行ってきたところである。</p> <p>今般の申請は、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消対策として代替手段への移行が進んだことにより、地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない絶対難視地区の一部の世帯等においても地上デジタル放送の受信が可能となったことから、絶対難視地区についても助成対象とするものである。</p> <p>このように移行の円滑化のために必要な経費の一部を定められた期間において協会が助成することは、視聴者負担の増大を抑制しながら地上デジタルテレビ放送の普及に資するものであると認められる。</p> <p>このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。</p>

## 日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の実施要綱

### 1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）と地元視聴者が共同して設置し運用するアナログ共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）の組合員や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯（当該中継局の電波を共同受信施設により受信している世帯及び事業所を含む。）もしくは地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「絶対難視地区」という。）にある世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）がケーブルテレビ等の代替手段（以下「代替手段」という。）への移行により、NHK共聴のデジタル化改修やデジタル中継局の置局（協会の地上アナログテレビ放送を受信していた地域内であって協会の地上テレビ放送がデジタル化により難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下「新たな難視地区」という。）もしくは絶対難視地区については、当該地区への新たなデジタル中継局の置局その他の送信側対策をいう。以下同じ。）を行うことが不要となる場合について、代替手段に移行するNHK共聴組合や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯もしくは絶対難視地区にある世帯等に対して、NHK共聴のデジタル化改修又は協会のデジタル中継局の置局のために要する経費と設備を維持管理する経費を基準として算出した額を1回に限り助成することにより、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

なお、代替手段には、ケーブルテレビのほか、無線の共聴施設（受信障害対策中継放送局）又はこれらと同様の放送の再送信機能を有する施設が含まれるものとする。

### 2. 助成の要件

- ① NHK共聴のデジタル化改修が不要となる場合のNHK共聴組合への助成  
ア 協会がデジタル化改修に着手していないNHK共聴の組合であること。  
イ NHK共聴組合が移行する代替手段の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。  
ウ NHK共聴組合が、その加入する全世帯等が代替手段に移行し、当該NH

- Ｋ共聴を廃止することに同意すること。
- エ 総務大臣の業務認可（平成２０年１１月１２日）時点で、既に参加する全世帯等が共聴廃止に同意し、代替手段に移行しているＮＨＫ共聴ではないこと。
- ② デジタル中継局の置局が不要となる場合の受信世帯への助成
- ア 当該世帯が、協会の地上アナログテレビ放送を受信していた地域内もしくは絶対難視地区内にあり、かつ協会がデジタル中継局の置局に着手していないこと。
- イ 新たな難視地区の個別受信世帯については、代替手段への移行に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。
- ウ 当該世帯が移行する代替手段の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。
- エ 当該世帯が、協会がデジタル中継局の置局を実施しないことに同意すること。
- オ 総務大臣の業務認可（平成２０年１１月１２日）時点（新たな難視地区の個別受信世帯ならびに絶対難視地区にある世帯等については、それぞれの業務の変更に係る総務大臣の認可時点）で、既に協会の地上デジタルテレビ放送をケーブルテレビへの加入等により受信している世帯等ではないこと。

### 3. 助成額及び助成先

- ア 助成額は、世帯あたり２万８千円とし、同一の世帯等に対して１回限りとする。なお、東日本大震災の災害救助法適用地域（除：東京都）のうち、震災により被害を受けた世帯等（罹災証明などで確認できること）については、震災前の助成の有無に関わらず、震災以降に改めて１回に限り助成する。
- イ 本件において、自治体が代替手段の実施主体となる場合（公的補助を受けて整備され安定的かつ継続的な運営が担保されるケーブルテレビ等への全戸加入が自治体の責任において実現される場合を含む。）については、協会と当該自治体との間で事前の協議を行うことができるものとする。協議の結果、当該自治体の責任においてＮＨＫ共聴組合や協会の中継局の受信世帯等の同意を得て当該ケーブルテレビ等への全戸加入が実現しデジタル化改修やデジタル置局が不要となることとなった場合には、ＮＨＫ共聴組合又は受信世帯等への助成を一括して、当該自治体に対して行うことができるものとする。
- ウ 助成先は、代替手段に移行するＮＨＫ共聴組合、世帯等又は代替手段の実施主体となる自治体のいずれか一者とし、疑義がある場合には関係者の意見を公平に聴取したうえで協会が決定する。



エ 助成額算出の対象となる世帯等は、協会と放送受信契約を締結している世帯等に限る。

オ 助成の申請にあたっては、NHK共聴組合の場合には、当該共聴組合はNHK共聴に加入している全世帯等の加入者名簿を、また、自治体の実施主体となる場合には当該自治体は同意者全員の名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

#### 4. 実施時期

総務大臣の認可の日以降、平成28年3月31日まで。